

江東区中間支援組織について《検討結果報告書》概要

I. 中間支援組織の必要性について

1. はじめに

【検討の理由】平成23年に発生した東日本大震災により、行政だけでなく、市民活動団体や被災地内外の市民による「協働」活動の大切さが再認識された。また本区では、平成22年3月に策定した「江東区における区民協働推進に関する基本的な考え方」の中で、「市民団体の間の連携を強化し、ネットワークを構築するためには、活動拠点や団体間の連携をコーディネートする中間支援組織の整備について、検討していく必要がある」と明記している。

2. 検討内容

(1) 検討の会議体

江東区協働推進検討委員会幹事会（中間支援組織検討会）を開催し、検討。構成は区職員8名、推進会議1名、NPO法人2名、ボランティア連絡会2名、江東ボランティア・センター1名。

(2) 実施状況

4回開催（ワークショップ〔ファシリテーター 安藤雄太氏：江東区区民協働推進会議会長〕および葛飾区市民活動支援センター視察を含む。）

3. 中間支援組織の必要性について

区民や市民活動団体が知恵と活力を結集し活動を広げ、かつ連携を深め、成長していくことを可能にするためには、区民や市民活動団体への継続的・効果的な支援ができ、また協働を推進していくにあたり、区民、市民活動団体および行政の仲介役として、中立的な立場で、各々の活動を支えることのできる中間支援組織の設置が、本区には必要である。

4. (仮称) 市民活動推進センター設立の必要性について

3をふまえ、新たに中間支援組織として、区民と市民活動団体を効果的にコーディネートする機能を有した(仮称)市民活動推進センターの設立が必要であると考え。新設するセンターは、専門のノウハウを有した相談窓口であることは勿論のこと、団体活動の拠点としても位置づけていくことを望む。

II. 機能および運営形態について

1. 必要な機能

(1) 情報・相談

- ・市民活動情報、行政情報等あらゆる情報を集約・発信する機能
- ・各団体が活動を始める際や継続していく上で適宜相談できる窓口

(2) 人材育成・研修・啓発

- ・入門講座や、市民活動団体を紹介するイベント等を実施
- ・活動のレベルアップを図れる実践的なプログラムの提供
- ・課題別の専門講座や市民活動団体の運営に必要な研修を実施
- ・活動の担い手となるコーディネーター役の人材育成等

(3) コーディネート

- ・市民活動団体間の連携の仲介や斡旋
- ・市民団体と区とのパイプ役として、定期的に情報交換を行う場を設置
- ・CSRの具体的な取組みをしている企業と市民活動団体とのマッチングの役割

(4) 調査・研究

- ・市民活動団体の組織や活動に関する実態調査、区民の区政や市民活動に関する意識調査等を行う。
- ・区政への政策提言や市民活動団体への助言等シンクタンクとしての機能

(5) 設備・機材・資金

- ・設備の整った場を提供。開放的で使いやすく、交通の便が良い場所
- ・団体が内容や人数に合わせて利用できる部屋やサロン、メールボックス、作業室の設置
- ・パソコン、インターネットが利用できる環境の整備
- ・助成金や補助金に関する情報や申請手続きの方法についての助言

(6) その他

- ・個人や小規模団体の活動支援 等

2. 運営のあり方

(1) 運営方式

公設民営方式での運営が、民間のもつ柔軟性と開拓性等の利点を活かした運営として望ましいと考える。

(2) 運営主体

運営主体がきちんと意思決定をできることが大切であり、企画や事業、予算等をきちんと審議し、責任をもって経営する運営委員会を必ず置くことが重要。

中間支援組織の運営主体として次のような条件が必要。

- ・区内の公益法人であること
- ・区内を中心としたコーディネーションができること
- ・民間財源が確保できる仕組みであること
- ・アドボカシー^{※1}機能を有していること

(3) 運営体制

- ・運営委員会の設置
- 活動団体をはじめとする多様な立場の人たちで構成。任期も連続2～3期で交替していくシステムとする。

・事務局体制

中心となるセンター長は、民間性を有した有識者とするとともに、コーディネーターとしての常勤スタッフと専門性を有したスタッフが運営・事業を推進していく体制が不可欠である。

※1 政策提言を行なうこと

III. 今後の課題について

1. 開設場所について

- ・交通の便が良い場所
- ・地域住民だけではなく、多くの区民が訪れやすい、利用しやすい場所
- ・費用面、開設しやすい面を考慮し、ある程度設備が揃っている既存施設の転用

2. 短期目標と中・長期的目標の設定について

- ・具体的な方向性を打ち出していくことが必要。短期目標と中・長期的目標、取組み課題の設定等について検討が必要。

3. 運営について

- ・行政と中間支援組織の役割を仕分けし、担当部署の体制、中間支援組織に対するチェック機能体制のあり方等について明確に確立すること
- ・指定管理者制度の運用、もしくは運営委託の場合は、受託業者等の選定条件（資格、実績等）、委託条件（委託料、委託期間等）の基準を適切に定めること
- ・（仮称）市民活動推進センターと江東ボランティア・センターが連携し、協力すること

4. その他

- ・第三者による評価体制の検討
- ・NPOやボランティア団体以外にもコミュニティビジネス^{※2}、企業、商工団体等広範な民間団体等を対象にしたコーディネート対策
- ・行政とかかわりを持たず、独自に活動している団体の実態を把握しながら、コーディネートしていく能力の育成

※2 地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組み